

令和2年6月26日

三次市危機管理監危機管理課

**広島県電気工事工業組合 三次支部 と
「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」を締結します**

三次市は、災害時における公共施設の機能の確保等を目的として、広島県電気工事工業組合 三次支部と協定を締結することとし、次のとおり協定書の調印式を行います。

- 1 日 時 令和2年7月2日（木）10時30分から
- 2 場 所 三次市役所本館3階 会議室
- 3 内 容
 - (1) 三次市と広島県電気工事工業組合 三次支部による協定書の調印
 - (2) 写真撮影

4 協力内容

三次市内において、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、三次市から広島県電気工事工業組合 三次支部に協力要請する次の応急対策業務

- (1) 公共施設の漏電及び漏電による火災の防止のための応急措置作業
- (2) 公共施設の機能の確保等の緊急を要する公共施設の応急復旧作業
- (3) 緊急を要する電気設備の調達
- (4) 住民の安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、三次市が必要と認める業務

本件に関するお問い合わせ先



三次市 危機管理監 危機管理課 （担当／白附）
電話番号:0824-62-6116 FAX番号:0824-62-2951
E-mail:kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号